

鈴鹿市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 4 6 号

鈴鹿市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市市営住宅条例施行規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（駐車場を使用できる自動車等） 第28条 条例第54条に規定する市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車（旅客及び貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、最大積載量が2トンを超えるものを除く。）</u>、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査に適合しない自動車を除く。	（駐車場を使用できる自動車等） 第28条 条例第54条に規定する市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、<u>次に掲げる要件を具備するものでなければならない。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査に適合しない自動車を除く。</u> <u>（1） 入居者又は同居者の使用する自動車であること。</u> <u>（2） 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車（旅客及び貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、最大積載量が</u>

2	略	<u>2 トンを超えるものを除く。）、小型自動車及び軽自動車であること。</u>
2	略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。